

第 12 回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 12 月 22 日

午後 2 時 00 分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 22 日（木）午後 2 時 00 分～ 3 時 10 分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（15 人） 会長：9 番 関 閣夫 職務代理者：19 番 塩野目 富夫 委員：2 番 田中 雄二、3 番 栗野 隆夫、4 番 仲澤 清一、5 番 興野 礼子、6 番 大野 覚文、7 番 齋藤 勉、8 番 川上 恵、10 番 小川 雄三、11 番 奥畑 智子、12 番 小川 祥一、13 番 中村 東、15 番 石岡 幸雄、16 番 荒井 喜代子 4. 欠席委員（3 人） 14 番 堀江 恒夫、17 番 黒須 明、18 番 相吉澤 宏 5. 出席推進委員（0 人） 6. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 4 議案第 3 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 246 号）の承認について 日程第 5 議案第 4 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 247 号）の承認について 日程第 6 議案第 5 号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 主幹 久保居 文子、係長 各務 卓馬 9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和 4 年第 12 回総会を開会いたします。まずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（関）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日、14 番 堀江 恒夫 委員、17 番 黒須 明 委員、18 番 相吉澤 宏 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18 名中 15 名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長（関）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2 時 00 分 ） 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 5 番 興野 礼子 委員、6 番 大野 覚文 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 1 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、6 番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6 番 大野 覚文 委員	12 月 18 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、野菜、梅、柿、栗。農業従事年数及び農業形態、約 55 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、スピードスプレヤー 1 台、耕運機 1 台、乗用草刈機 1 台。取得地への通作距離、約 0.1 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番、3 番について、16 番 荒井 喜代子 委員をお願いいたします。

16 番 荒井 喜代子 委員	12 月 10 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 5 台、コンバイン 3 台、田植機 1 台。取得地への通作距離、約 0.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 10 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 3 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 5 台、コンバイン 3 台、田植機 1 台。取得地への通作距離、約 0.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 2 号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、2 番について、11 番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。
11 番 奥畑 智子 委員	12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで宅地・畑、南が畑、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、許可日から 30 年間。転用計画、転用事業者は、現在、妻の実家で親と同居しているが、子の成長とともに手狭になってきたこと、また、親の介護等の支援をすること等を考慮し、実家の近くに新たな住宅の建築を計画したところ、今回、同居中の祖母が所有する申請地について借用することができるようになり、申請に至った。転用面積、213 m²。転用目的、一般住宅 木造 2 階建 1 階 43.88 m²、2 階 38.09 m²。建築面積、47.29 m²。進入路、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和 5 年 6 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、抵当権解除済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで田、西が宅地、南が道を挟んで雑種地、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、贈与による所有権移転。転用計画、転用事業者は、姉が所有する申請地の管理をしているが、多忙なため思うように草刈り等ができずにおり、隣接する介護施設に迷惑をかけたくないと考え、申請地に碎石を敷き整地してしまいました。また、転用事業者は、工業用電気設備事業を営んでおり、工場の敷地があまり広くないため電線等の資材置場の確保に難があり、以前から資材置場を探しており、工場から近い申請地を資材置場として利用したいと考え、今回、申請に至った。始末書、有。転用面積、316 m²。転用目的、資材置場。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和 5 年 1 月 31 日まで。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 3 番、4 番について、13 番 中村 東 委員をお願いいたします。
13 番 中村 東 委員	12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、

(13 番 中村 東 委員)	申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●氏、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで田、西が田、南が道を挟んで宅地、北が田。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子とアパートで生活しているが、将来子のためにも、自然豊かで妻の実家がある南大和久に新たな住宅の建築を計画し、申請地を取得することができるようになり申請に至った。転用面積、500 m²。転用目的、一般住宅 木造平屋建 1 階 99.78 m²。建築面積、107.60 m²。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝へ放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 5 年 1 月 10 日から令和 5 年 4 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、令和 4 年 12 月 15 日付け 583 番 2 から分筆済。埋蔵文化財包蔵地に近接するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が畑・宅地・雑種地、南が道を挟んで宅地、北が畑。同意書、無。当該地域への説明会実施済。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から 20 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、3,192 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。8 年で黒字見込む。売電単価、税抜 18 円。構造等、パネル 226 枚、寸法 2,384 mm×1,092 mm。パワーコンディショナー 1 基。発電出力 49.5kW、年間発電量約 118,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透、南東部に雨水浸透槽を設置。貸借終了後の対応、終了前に協議をし、協議次第で延長あり。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 11 月 1 日付。経済産業省事業認可済、平成 31 年 3 月 28 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 11 月 28 日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
12 番 小川 祥一 委員	整理番号 5 番、6 番、7 番について、12 番 小川 祥一 委員をお願いいたします。 12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、

(12 番 小川 祥一 委員)	申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が山林、西が山林、南が畑、北が畑。同意書、無。当該地域への説明を回覧方式で実施済。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、47,173 m²。転用面積、3,936 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。3 年で黒字見込む。売電単価、税抜 36 円。構造等、パネル 6,250 枚、寸法 1,640 mm×990 mm。パワーコンディショナー 18 基。発電出力 1,999kW、年間発電量約 4,266,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透、敷地内に浸透池を設置。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 12 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 12 月 9 日付。経済産業省事業認可済、平成 26 年 3 月 31 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 10 月 26 日付。土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づき県北環境森林事務所へ届出済。一部埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 6 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が山林、西が山林、南が山林、北が山林。同意書、無。当該地域への説明を回覧方式で実施済。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、47,173 m²。転用面積、5,902 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。3 年で黒字見込む。売電単価、税抜 36 円。構造等、パネル 6,250 枚、寸法 1,640 mm×990 mm。パワーコンディショナー 18 基。発電出力 1,999kW、年間発電量約 4,266,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透、敷地内に浸透池を設置。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 12 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、賃貸借合意解約済、令和 4 年 11 月 30 日付。土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 12 月 9 日付。経済産業省事業認可済、平成 26 年 3 月 31 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 10 月 26 日付。土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づき県北環境森林事務所へ届出済。一部埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
-----------------	---

(12 番 小川 祥一 委員)	12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 7 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、●●●は、東が山林、西が山林、南が山林、北が山林・畑。●●●は、東が山林、西が山林、南が山林・畑、北が山林。同意書、無。当該地域への説明を回覧方式で実施済。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、47,173 m²。転用面積、5,500 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。3 年で黒字見込む。売電単価、税抜 36 円。構造等、パネル 6,250 枚、寸法 1,640 mm×990 mm。パワーコンディショナー 18 基。発電出力 1,999kW、年間発電量約 4,266,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透、敷地内に浸透池を設置。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 12 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、賃貸借合意解約済、令和 4 年 11 月 30 日付。土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 12 月 9 日付。経済産業省事業認可済、平成 26 年 3 月 31 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 10 月 26 日付。土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づき県北環境森林事務所へ届出済。一部埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。整理番号 1 番について、3 番 栗野 隆夫 委員、何かありますか。
3 番 栗野 隆夫 委員	特にありません。
議長	整理番号 2 番について、8 番 川上 恵 委員、何かありますか。
8 番 川上 恵 委員	問題ないと思います。
議長	整理番号 3 番について、10 番 小川 雄三 委員、何かありますか。
10 番 小川 雄三 委員	隣接地も同じように転用しているので、問題ないと思います。●●●用水との協議はどうなっていますか。
12 番 小川 祥一 委員	完全売買で協議済です。

議長	整理番号 5 番、6 番、7 番について、16 番 荒井 喜代子 委員、何かありますか。
16 番 荒井 喜代子 委員	●●●用水の配管はかなり古くなっているので、春になるといつもどこかが破れる。その辺のことについて業者もよく確かめられるといいかなと思います。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 なお、整理番号 4 番から 7 番については、いずれも面積が 3,000 m ² を超えるものとなりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することとしてよろしいか、併せてお諮りします。このうち、整理番号 5 番から 7 番については、申請者が同一なので、まとめて一つの案件として意見聴取にかけたいという考えです。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 1 番から 3 番については、申請のとおり許可することに決定し、整理番号 4 番から 7 番については、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。 次に、日程第 4 議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 246 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第 3 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 246 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 246 号）については、新規 7 件、更新 61 件です。利用権の設定を受ける者 15 名、利用権を設定する者 65 名です。利用権の設定面積は、221,890 m ² です。令和 4 年度 累計は、968,283 m ² です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等について

(事務局 (中山))	は資料のとおりです。なお、本計画は、令和 4 年 12 月 28 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第 246 号) の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第 246 号) の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、日程第 5 議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第 247 号) の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ (久保居)	議案第 4 号 那須烏山市農用地利用集積計画 (第 247 号) の承認について、ご説明いたします。本案については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、「農用地利用集積計画」の決定について、市から農業委員会に対して審議を依頼するものであります。本案については、今まで那須烏山市農業公社が農地利用集積円滑化事業として農地の出し手と受け手の間に入り賃貸借を設定しておりましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、令和 2 年 4 月以降はこれらの事業ができなくなり、農地中間管理事業との統合一本化が開始されたことから、農地中間管理機構を介して農地の出し手と受け手が契約する農地中間管理事業へ移行するものであります。本案については、出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、農用地集積計画一括方式にて同時に賃借権の設定を行います。
	農用地利用集積計画については、新規 25 件です。利用権の設定を受ける者 1 名、利用権を設定する者 25 名です。利用権の設定面積は、142,492 m ² です。令和 4 年度 累計は、142,492 m ² です。設定内容等の詳細につきましては、議案書、資料のとおりです。計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 247 号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 247 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、日程第 6 議案第 5 号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第 5 号 議案書の朗読 ＞
議長	内容については、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。整理番号 1 番について、お願いいたします。
農業振興グループ（各務）	お手元の資料 83 ページをご覧ください。本案については、申出人 ●●●から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、●●●地区の牧場を土砂崩壊防備保安林とするための農振除外です。除外する農地は 1 筆で、地番 ●●●、面積 4,380 ㎡です。本案件は、非農地判断が見込まれる土地です。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ 1 月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、非農地判断された土地として県の農業振興事務所に事前調整をすることになります。その後、県から回答をもらい、3 月中旬まで公告閲覧等をします。その後、3 月下旬までに県と本協議を行い、4 月上旬に除外完了となります。では、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	説明が終わりましたので、11 番 奥畑 智子 委員に調査委員の報告をお願いいたします。
11 番 奥畑 智子 委員	12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、

(11 番 奥畑 智子 委員)	非農地判断を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び非農地の确实性について調査してまいりました。申出人、申出地、内容は、議案第 5 号 整理番号 1 のとおりです。土地の履歴、平成 20 年 4 月 売買により取得、前所有者は●●●。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申出地は、県北環境森林事務所が整備する森林簿によると、林齢が 50～60 年位前のもので、昭和 40 年代には既に山林の状態であった。令和 2 年 6 月、豪雨により山腹が崩壊し、周辺墓地へ土砂が流出したことから、県単治山災害復旧工事により土留工外工事を実施し、現在に至る。変更を必要とする理由、当該崩壊地及び隣接地を土砂崩壊防備保安林に指定し、森林の施業を制限して適正に管理することによって、今後の土砂崩壊を防止するため。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域からの除外の可能性、有。集团的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、無。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B 分類。調査の結果、農用地区域除外の諸条件のすべてを満たし、農地への復元が著しく困難である B 分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番について、担当職員に説明をお願いいたします。
農業振興グループ（各務）	お手元の資料 93 ページをご覧ください。本案については、申出人 株式会社●●●から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、●●●地区の田を太陽光発電設備事業用地とするための農振除外です。除外する農地は 1 筆で、地番 ●●●、面積 892 m²です。事業計画全体では、本件申出地を含む合計 8 筆で 11,108 m²です。本案件は、農地集団性の保持等、農振除外の 5 要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ 1 月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、2 月 5 日までに県の農業振興事務所に事前協議として本案件を提出することになります。その後、3 月 20 日までに県から回答をもらい、5 月中旬まで公告閲覧等をします。その後、6 月上旬までに県と本協議を行い、6 月中旬に除外完了となります。では、ご審議のほど、よろしく願います。
議長	説明が終わりましたので、12 番 小川 祥一 委員に調査委員の報告をお願いいたします。
12 番 小川 祥一 委員	12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、議案第 5 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、第 3 者。申出人、株式会社●●●。土地所有者、●●●氏。農地法第 5 条申請予定。（申出地位置を説明。）申出地周囲の状況、東が

(12 番 小川 祥一 委員)	田、西が水路を挟んで田、南が鉄軌道用地、北が道を挟んで宅地。同意書、有。変更を必要とする理由、申出地は、農用地区域の土地であり、これまで所有者により営農、管理されてきたが、所有者も高齢となり、今後の営農、管理が困難と考え、耕作放棄地になるのであれば、事業者売却し管理してもらう方が、周辺農地への影響も少ないと考えた。また、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申出地を含む約 11,000 m²において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、11,108 m²。うち除外面積、892 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。7 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.98 円。構造等、パネル 1,773 枚、寸法 1,086 mm×2,278 mm。パワーコンディショナー 14 基。発電出力 700kW、年間発電量約 1,151,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。土地選定経過書、有。給水、排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和 3 年 3 月 11 日付。東京電力と接続協議済、令和 3 年 2 月 25 日付。除外の際の基準等についての意見、申出地以外の代替地はなく、また、他の農用地への被害はないと思われます。また、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 3 番について、担当職員に説明をお願いいたします。
農業振興グループ（各務）	お手元の資料 114 ページをご覧ください。申出人 ●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、●●●地区の畑を宅地とするための農振除外です。除外する農地は 1 筆で、地番 ●●●、面積 213 m²のうち 95 m²です。除外する面積は、住宅への進入路として利用する最低限の面積です。本案件は、農地集団性の保持等、農振除外の 5 要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ 1 月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、2 月 5 日までに県の農業振興事務所に事前協議として本案件を提出することになります。その後、3 月 20 日までに県から回答をもらい、5 月中旬まで公告閲覧等を行います。その後、6 月上旬までに県と本協議を行い、6 月中旬に除外完了となります。では、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長	説明が終わりましたので、13 番 中村 東 委員に調査委員の報告をお願いいたします。
13 番 中村 東 委員	12 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、議案第 5 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、親族。申出人、●●●氏。土地所有者、●●●氏。農地法第 5 条申請予定。（申出地位置を説明。）申出地周囲の状況、東が宅地、西が

(13 番 中村 東 委員)	道を挟んで田、南が畑、北が道を挟んで宅地。同意書、無。変更を必要とする理由、申出地は、現在、申出地所有者である祖母と両親、妻、子 2 人の 7 人で同居しているが、子の成長とともに手狭になってきたこと、また、両親から子への生活の手助けを得たいこと、祖母の日常生活の手助けをしたいことを考慮し、実家の敷地内に新たな住宅の建築を計画したところ、住宅への進入路として使用している申出地が農地であり、転用の手続きを行っていなかったことから、今回、申請に至った。転用面積、213 ㎡のうち 95 ㎡。転用目的、一般住宅 木造 2 階建 1 階 48.02 ㎡、2 階 39.74 ㎡。建築面積、49.68 ㎡。進入路、北西側。土地選定経過書、有。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し水路へ放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。除外の際の基準等についての意見、申出地以外の代替地はなく、また、他の農用地への被害はないと思われます。また、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 5 号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、質疑がないようですので、「異議なし」として回答してよろしいか、お諮りいたします。また、後に提出される、整理番号 1 番に係る「非農地判断願出による非農地通知の交付について」は、その内容に相違ない場合は総会審議を省略し、願出のとおり非農地通知を交付してよろしいか、さらに、計画変更の手続き完了後に提出される、整理番号 3 番に係る「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、その内容に相違ない場合は総会審議を省略し、許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。なお、整理番号 2 番の案件においては、土地利用対策審議会の協議終了後の申請受付となります。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 6 議案第 5 号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、「異議なし」として回答し、後に提出される、整理番号 1 番に係る「非農地判断願出による非農地通知の交付について」及び計画変更の手続き完了後に提出される、整理番号 3 番に係る「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、その内容に相違ない場合は総会審議を省略し、それぞれ交付及び許可することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 3 時 10 分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 12 月 22 日

議 長

5 番

6 番